

令和6年度 新潟市空き家活用推進事業



市が進める施策における空き家の有効活用等を促進することを目的として、空き家の利活用を行う者に対し、その費用の一部を補助するものです

福祉活動活用タイプ

令和6年6月5日（水）から先着順で申請受付

目的

① 地域の茶の間	②高齢者向け共同居住住宅	③共同生活援助	④子どもの居場所
空き家を有効に活用して地域の茶の間を開催し、子どもから高齢者、障がい者等の閉じこもり予防や多世代交流および地域の助け合い意識の醸成を促進することで、市民が安心して安全な生活を送ることができるよう、支え合う地域づくりの推進を図る	空き家を活用し、一人暮らし高齢者等に共同生活の機会を提供することにより、家庭的な環境及び地域住民等との交流の機会を創出し、当該高齢者に安心・安全を提供する取り組みを支援する	空き家を活用してグループホームを整備することで、障がい者が地域で居住することができる環境整備を図るとともに、定住による地域コミュニティの活性化を図る	空き家を有効に活用して子どもの居場所（子ども食堂等）を開催し、地域における子どもの経験や交流を育む取り組みを促進することで、地域全体で子どもを見守り支える体制の推進を図る

補助率	1 / 3	補助上限額	100万円	耐震補強する場合 200万円
-----	-------	-------	-------	-------------------

<申請の流れ>

工事着手前に手続きが必要です！



補助事業の要件	空き家の対象リフォーム工事を行うこと
---------	--------------------

空き家※の要件 <small>※申請前3か月以上の間そのすべてが常態として居住・使用されていない</small> <small>※建設から1年以上経過し、居住・使用されたことがある</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・長屋又は共同住宅でないこと ・登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報により空き家の所在が確認できるものであること ・本補助金以外の改修工事費を対象とした補助金を受けていない（受ける予定がない）こと
①地域の茶の間 ④子どもの居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会館等の集会所でないこと

補助対象経費	空き家の対象リフォーム工事に係る経費
--------	--------------------

<対象外となる経費>

- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・土地、建物の購入又は賃貸借に係るもの
- ・家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの
- ・電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）
- ・下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの
- ・消防用品（消火器など）及び防災用品の購入・設置に係るもの
- ・ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの
- ・外構（バリアフリー化に係るものは除く）、植栽（植樹、剪定など）及び福祉活動の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの
- ・太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの
- ・その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの

①地域の茶の間

申請者の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の茶の間を開催するグループの代表者であること 2. 子どもや高齢者、障がい者等、対象者を限定せずだれでも自由に参加でき、1回当たり概ね10人以上参加する地域の茶の間を概ね月1回以上（新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱第3条第2号に基づく週1回タイプの補助を受ける場合は、高齢者が概ね10人以上参加する地域の茶の間を概ね週1回以上）定期的に開催すること
対象リフォーム工事の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の茶の間の開催に必要な部分の改修であること 2. 補助対象経費の合計が10万円以上であること 3. 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること ※1
事業計画書	事業計画書の提出先：福祉部 地域包括ケア推進課 <必要な書類> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画書（要綱別記様式第1号） 2. 新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱第6条第1号又は第13条第1号及び第2号の規定による事業計画及び収支予算書 3. 工事実施後の地域の茶の間の用に供する部分が確認できる図面

②高齢者向け共同居住住宅（シェアハウスなど）

申請者の要件	次のいずれかに当てはまる団体であること ア 社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体 イ 地域のコミュニティ協議会等、住宅が位置する地域の住民団体
対象リフォーム工事の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改修後に次のすべての要件を満たすものであること <ul style="list-style-type: none"> ア 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有すること。 イ 各世帯が専用する個室（以下「居室」）を有し、居室の数が3以上であること。 ウ 各世帯のプライバシーが確保できる構造であること。 エ 世帯間のコミュニケーションが図れる場として、共同で利用するための居間・食堂等、世帯全員による団らん及び食事が可能な設備を有すること。 オ 各居室は内法寸法で7.43㎡以上の面積を有すること（各居室に居間、食堂、台所、収納設備、水洗便所又は浴室を設ける場合は、これらの専用面積を除く）。 カ 対象リフォーム工事実施後において、店舗、事務所、作業場その他住宅の用に供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半が住宅の用に供されていること 2. 補助対象経費の合計が10万円以上であること 3. 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること ※1 4. 前の空き家を住宅に供するに当たり、必要となる次のいずれかの工事であること <ul style="list-style-type: none"> ア 上記1. の要件を満たすために直接必要な工事 イ 建築基準法及び消防法を準拠するために行う直接必要な工事 ウ バリアフリー化工事 エ その他市長が必要と認める工事
事業計画書	事業計画書の提出先：福祉部 高齢者支援課 <必要な書類> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画書（要綱別記様式第1号） 2. 工事実施後の住宅の床面積が確認できる図面（居室、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室の区分を明示すること。） 3. 高齢者向け共同居住住宅要件確認表（要領別記様式A） 4. 高齢者向け共同居住住宅提案書（要領別記様式B） 5. 空き家活用推進事業応募に関する誓約書（要領別記様式C） 6. 高齢者向け共同居住住宅の運営に関する誓約書（要領別記様式D） 7. 当該住宅が老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームに該当する場合は、本市に提出した同条に規定する設置に係る届出（設置届）の写し 8. その他市長が必要と認めるもの

③共同生活援助（障がい者グループホーム）

申請者の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他法人格を有する団体であること 2. 対象リフォーム工事において「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」による補助金の交付を受けていない又は受ける予定のない者であること
対象リフォーム工事の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. グループホームに供するにあたり必要な部分の改修であること 2. 補助対象経費の合計が10万円以上であること 3. 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること ※1 4. 対象リフォーム工事実施後において、床面積の過半がグループホームの用に供されていること
事業計画書	<p>事業計画書の提出先：福祉部 障がい福祉課</p> <p><必要な書類></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画書（要綱別記様式第1号） 2. 定款（障がい者総合支援法に基づく共同生活援助事業を実施する旨記載されているもの） 3. 建物の位置図、平面図（各室ごとに室名及び面積を明記したもの） 4. 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表 5. 管理者及びサービス管理責任者の経歴書 6. サービス管理責任者の実務経験証明書並びにサービス管理責任者研修（地域生活分野）及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了証の写し 7. 障がい者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 8. 協力医療機関との契約の内容 9. 施設等との連携体制及び支援の体制の概要 10. 工事実施後のグループホームに供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面（工事実施後グループホームに供する部分以外の部分がある場合に限る。） 11. その他、市長が必要と認めるもの

④子どもの居場所（子ども食堂等）

申請者の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの居場所（子ども食堂等）を開催する団体の代表者であり、団体の活動内容が以下に掲げる要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア 子どもに栄養豊富な食事を無料又は低額（食糧費の実費負担のみ）で提供し、食事のほか、勉強、遊び等子どもが安心して過ごせる環境を確保すること イ 年間を通じて計画的に運営するとともに、概ね月1回以上実施すること。また、1年以上継続して事業を実施する見込みがあること ウ 1回の実施につき、概ね5世帯以上の子どもが利用すること エ 責任者を配置し、食中毒予防、事故防止等、参加者及び事業従事者の安全確保に努めるとともに、不慮の事故等に対応可能な措置を講ずること オ 営利活動、宗教活動及び政治的活動を目的に行わないこと 2. その他子どもの居場所づくりに関連する活動を行う者で、市長が認めるものであること
対象リフォーム工事の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの居場所（子ども食堂等）の開催に必要な部分の改修であること 2. 補助対象経費の合計が10万円以上であること 3. 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること ※1
事業計画書	<p>事業計画書の提出先：こども未来部 こども政策課</p> <p><必要な書類></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画書（要綱別記様式第1号） 2. 子どもの居場所（子ども食堂等）事業計画書（要領別記様式A） 3. 工事実施後の子ども食堂等の用に供する部分が確認できる図面 4. 収支計画が確認できる書類

※1… 法人の場合は、対象リフォーム工事は自社によるものでないこと

補助金交付申請に必要な書類

<各用途共通>

- 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
- 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）
- 耐震改修計画書（要領別記様式第1号の3）、耐震改修に係る図面及び計算書（耐震改修を行う場合に限り。）
- 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）
- 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真
- 空き家の登記の全部事項証明書（土地及び建物）又は登記情報サービスによる登記情報（申請前3か月以内に発行されたものに限る。）…④
- 新潟市制度用の納税証明書 ※公益法人、社会福祉法人、非営利型法人等は除く
- その他市長が必要と認めるもの

<法人が申請する場合>

- 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（要領別記様式第3号）※社会福祉法人、特定非営利活動法人は除く
- 法人の登記事項証明書

②高齢者向け共同 居住住宅

- 土地及び建物にかかる売買契約書又は賃貸借契約書の写し等
申請者が空き家を使用する権原を証する書類 …⑤

③共同生活援助

- 土地、建物にかかる売買契約又は賃貸借契約を確約する書類
（上記の④と⑤が添付できない場合に必要）

実績報告に必要な書類

<各用途共通>

- 実績報告書（要領別記様式第2号）
- 対象リフォーム工事を含む工事請負契約書の写し
- 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）
- 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）
- 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真
- 申請書類の変更内容が確認できる書類（軽微な変更があった場合に限り。）
- 耐震改修工事証明書（要領別記様式第2号の2）及び耐震改修工事の工事写真（耐震改修を行った場合に限り。）
- 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象リフォーム工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続きが必要な場合に限り。）
- 新潟市制度用の納税証明書（交付申請書に添付できなかった場合に限り。）
- その他市長が必要と認めるもの

①地域の茶の間

- 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成事業交付決定通知書㉔の写し、又は新潟市地域の茶の間支援事業実施要綱第15条の規定による交付決定通知書㉕の写し
※上記の通知書㉔、㉕が実績報告書の提出期限までに交付されない場合、交付対象となる活動を開始することを確約する書類を添付し、通知書が交付された場合は、速やかにその写しを提出すること

②高齢者向け 共同居住住宅

- ㉖、㉗の書類（交付申請書に添付できなかった場合に限り）

③共同生活援助

- 指定通知書（障がい者総合支援法に規定する共同生活援助にかかるもの）
- ㉖、㉗の書類（交付申請書に添付できなかった場合に限り）

④子どもの 居場所

- 子どもの居場所（子ども食堂等）の実施内容が確認できる書類（案内チラシなど）
- 責任者を配置し、食中毒予防、事故防止等、参加者及び事業従事者の安全確保に努め、不慮の事故等に対応可能な措置を講じたことが確認できる書類（保険契約書の写し、食品衛生責任者養成講習会修了証など）

（問い合わせ・書類郵送先）

新潟市建築部住環境政策課 住環境整備室

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル6F

電話：025-226-2813（直通） FAX：025-229-5190 Email：jukankyo@city.niigata.lg.jp